

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 5月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第48号

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建築基準法施行細則（昭和35年新潟県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後					改 正 前			
(地区建築主事の分掌事務)					(地区建築主事の分掌事務)			
第3条 (略)					第3条 (略)			
2 (略)					2 (略)			
3 地区建築主事は、政令第146条第1項第1号又は第2号に掲げる建築設備で第1項に規定する建築物に設けるもの及び同条第1項第3号に掲げる建築設備の確認に関する事務を行う。					3 地区建築主事は、政令第146条第1項第1号に掲げる建築設備で第1項に規定する建築物に設けるもの及び同条第1項第2号に掲げる建築設備の確認に関する事務を行う。			
4～6 (略)					4～6 (略)			
(建築物の定期報告)					(建築物の定期報告)			
第10条 法第12条第1項の規定により知事が指定する特定建築物は、次の表の(い)欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分が同表(ろ)欄の当該各項に掲げる規模のもの(政令第16条第1項で定めるものを除く。)とし、省令第5条第1項の規定により定める報告の時期は、同表(い)欄に掲げる用途に供する建築物について、同表(は)欄に掲げる報告対象建築物の区分に応じ、同表(に)欄の当該各項に掲げる年の4月1日から9月30日までとする。					第10条 法第12条第1項の規定により指定する建築物は、次の表の(い)欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分が同表(ろ)欄の当該各項に掲げる規模のものとし、省令第5条第1項の規定により定める報告の時期は、同表(は)欄の当該各項に掲げる年の4月1日から9月30日までとする。			
	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(い)	(ろ)	(は)	
	用 途	規 模	報 告 対 象 建 築 物	報 告 の 時 期	用 途	規 模	報 告 の 時 期	
(1)	(略)	(略)	(ろ)欄に掲げる規模のもの及び政令第16条第1項で定めるもの	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2)	(略)	(略)	(ろ)欄に掲げる規模のもの及び政令第16条第	(略)	(略)	(略)	(略)	

			1項で定めるもの	
(3)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等	(略)	(ろ)欄に掲げる規模のもの及び政令第16条第1項で定めるもの	(略)
(4)	(略)	(略)	(ろ)欄に掲げる規模のもの	(略)
(5)	(略)	(略)	(ろ)欄に掲げる規模のもの	(略)
(6)	(略)	(略)	(ろ)欄に掲げる規模のもの及び政令第16条第1項で定めるもの（(4)又は(5)の項に掲げるものを除く。）	(略)
(7)	(略)	(略)	(ろ)欄に掲げる規模のもの及び政令第16条第1項で定めるもの	(略)
(8)	(略)	(略)	(ろ)欄に掲げる規模のもの及び政令第16条第1項で定めるもの	(略)
(9)	(略)	(略)	(ろ)欄に掲げる規模のもの	(略)
(10)	(略)	(略)	(ろ)欄に掲げる規模のもの	(略)

(3)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。） <u>老人ホーム</u> 又は児童福祉施設等	(略)		(略)
(4)	(略)	(略)		(略)
(5)	(略)	(略)		(略)
(6)	(略)	(略)		(略)
(7)	(略)	(略)		(略)
(8)	(略)	(略)		(略)
(9)	(略)	(略)		(略)
(10)	(略)	(略)		(略)

(11)	(略)	(略)	(ろ) 欄に掲げる規模のものと及び政令第16条第1項で定めるもの(9)又は(10)の項に掲げるものを除く。	(略)
(12)	(略)	(略)	(ろ) 欄に掲げる規模のものと及び政令第16条第1項で定めるもの	(略)
(略)				

(定期報告を要する特定建築設備等の指定)

第12条 法第12条第3項の規定により知事が指定する昇降機は、小荷物専用昇降機(昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50センチメートル以上高いもの(籠が住戸内のみを昇降するものを除く。))に限る。とする。

2 法第12条第3項の規定により知事が指定する建築設備は、第10条第1項又は政令第16条第1項で規定する建築物に設けるもので、次に掲げるものとする。

(1)～(3) (略)

3 法第12条第3項の規定により知事が指定する防火設備は、第10条第1項で規定する建築物に設ける随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。)とする。

(11)	(略)	(略)	(略)	(略)
(12)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				

(定期報告を要する建築設備等の指定)

第12条 法第12条第3項の規定により知事が指定する昇降機は、次に掲げるもの(1戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸(住宅の用途以外の用途に供する部分を有する住宅又は住戸にあつては、住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以下であり、かつ、50平方メートル以下のものに限る。))の住宅の用途に供する部分に設けられる昇降機を除く。とする。

(1) エレベーター

(2) エスカレーター

(3) 小荷物専用昇降機

2 法第12条第3項の規定により知事が指定する建築設備は、第10条で規定する建築物に設けるもので、次に掲げるものとする。

(1)～(3) (略)

3 法第88条第1項において準用する法第12条第3項の規定により知事が指定する昇降機等は、次に掲げるものとする。

(1) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)

(2) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

(3) メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯

<p>(特定建築設備等の定期報告の時期)</p> <p>第12条の2 省令第6条第1項又は省令第6条の2の2第1項の規定による報告の時期は、1年ごととし、法第87条の2又は法第88条第1項において準用する法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>施設で原動機を使用するもの</u></p> <p>(建築設備等の定期報告の時期)</p> <p>第12条の2 省令第6条第1項の規定による報告の時期は、1年ごととし、法第87条の2又は法第88条第1項において準用する法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月とする。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第16条第1項で規定する建築物であつて、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に現に存するもの(施行日前に改正前の第10条の規定の適用を受けていたものを除く。)に関する建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による報告に対する改正後の新潟県建築基準法施行細則(以下「新規則」という。)第10条第2項の規定の適用については、平成28年12月28日までの間は、同項中「4月1日から9月30日まで」とあるのは、「6月1日から12月28日まで」とする。
- 3 前項で規定する建築物に設ける新規則第12条第2項各号に掲げる建築設備に関する法第12条第3項の規定による報告に対する新規則第12条の2の規定の適用については、平成28年11月30日までの間は、同条中「1年ごととし、法第87条の2又は法第88条第1項において準用する法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月」とあるのは、「平成28年6月1日から同年12月28日まで」とする。
- 4 防火設備(施行日に現に存するもの又は施行日から平成29年5月31日までの間に法第7条第5項又は法第7条の2第5項(いずれも法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。)に関する法第12条第3項の規定による報告に対する新規則第12条の2の規定の適用については、平成31年5月31日までの間は、同条中「1年ごととし、法第87条の2又は法第88条第1項において準用する法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月」とあるのは、「平成28年6月1日から平成31年5月31日まで」とする。